内閣参質二二二第二九号
令和八年十一月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構による船橋中央病院の移転用地取得における審議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構による船橋中央病院の移転用地取得における審議に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「いつから役員会での審議をせずに役員会への報告事項とする運用に至ったのか」については、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）からの報告によれば、平成三十一年三月十五日に開催された役員会において、理事長、関係役員等を構成員とし、ＪＣＨＯ内の病院の大規模な建て替え、整備等の投資の検討を行う会議において審議が行われた案件は全て役員会への報告事項とすることとしたとのことである。また、お尋ねの「いつ、どの案件において、「役員会への報告事項」としたのか」については、当該報告によれば、役員会における審議事項及び報告事項に係る個別の案件を精査する作業は膨大となることから、網羅的にお答えすることは困難であるとのことであるが、例えば、御指摘の「役員会への報告事項」として、令和三年九月三日に開催された役員会におけるＪＣＨＯ宮崎江南病院の建て替え、整備等に関する案件及び令和五年十二月一日に開催された役員会におけるＪＣＨＯ船橋中央病院の建て替え、整備等に関する案件を把握したとのことである。

二について

前段のお尋ねについては、先の答弁書（令和八年七月三十一日内閣参質二二一第一〇一号。以下「前回答弁書」という。）三の1についてでお答えしたとおり、御指摘の「船橋中央病院の移転用地」の購入について、「当時、独立行政法人地域医療機能推進機構役員会及び委員会規程第二条に規定されていた「理事長が決定すべき事項のうち、重要な事項」」として役員会で審議すべきものであったと考えられる。

後段のお尋ねについては、ＪＣＨＯからの報告によれば、当該「移転用地」の購入に際して、前回答弁書三の1についてでお答えした「理事長、関係役員等を構成員とし、ＪＣＨＯ内の病院の大規模な建て替え、整備等の投資の検討を行う会議」において審議した上で、役員会へ報告し、その購入代金を支払うこととしたとのことであり、こうした事情等を踏まえれば、御指摘のように「役員会の審議を経ないで約百十一億円もの金員を支払ったことは同条に違反する行為」であったとは考えていない。

三について

お尋ねの「「役員会の審議」を経ず、ＪＣＨＯ本部が購入資金を支払った事案」については、ＪＣＨＯからの報告によれば、御指摘の「ＪＣＨＯが運営する五十七の病院」のうち、大阪みなと中央病院、湯河

原病院、登別病院及び桜ヶ丘病院（当時）の移転用地の購入代金を、それぞれ平成二十八年度、同年度、平成三十年度及び令和三年度に支払った事例があるとのことである。

四について

御指摘の「船橋中央病院の移転用地取得」については、ＪＣＨＯからの報告によれば、患者の利便性を高めることができること等を考慮して選定した特定の土地を、その所有者以外の者から取得することはできないことから、ＪＣＨＯが策定した「独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程」第五十二条第四項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため随意契約を行ったとのことであり、お尋ねのように同条に「違反する」とは考えていない。なお、当該報告によれば、ＪＣＨＯが策定した「独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則」第二十六条は、同項に規定する場合のうち「競争に付することが不利と認められる場合」について定めたものであり、同細則第二十七条は同規程第五十二条第五項に規定する場合について定めたものであるとのことである。